安曇野市制施行 20 周年記念

市民提案事業補助金のご案内

1. 主旨

安曇野市制施行 20 周年を記念して、市民主体で実施する「特別事業」及び「冠事業」に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。（※令和 7 年度当初予算成立が実施の条件となります。）

〇特別事業：市制施行 20 周年を記念して、新たに実施する事業
例）20 周年記念特別展、20 周年記念フェア　等

〇冠事業　：例年行っている事業のうち、市制施行 20 周年を記念して事業内容の拡大、且つ内容が適当な事業。例年と同様（同規模）のまま開催する事業は除く。
例）第〇回△△イベント、令和７年度□□事業　等

2. 対象事業

（1）上記、主旨に合致する事業
（2）「令和７年４月１日から令和８年３月 31 日まで」に実施する事業
（3）開催場所が市内である事業（市長が特に必要と認める場合は除く）
（4）市内外の者が広く参加することができる事業
（5）法令又は公序良俗に反する事業でないこと
（6）政治、思想又は宗教活動を目的とする事業でないこと
（7）特定の個人、団体等の営利又は宣伝のみを目的とする事業でないこと
（8）既に国、地方公共団体、その他の団体から補助金等を受けて実施している事業でないこと

3. 対象者（いずれにも該当する団体とする）

（1）活動拠点が市内であること
（2）５人以上が構成員となり、且つ構成員の過半数が市内在住・在勤・在学していること
（3）対象団体の設立目的、組織、代表者等に関する定めがあること

4. 補助金交付までの流れ

（1）令和６年 10 月～
〇補助金についての事前相談（電話・メール等で受け付けます）

（2）令和７年１月～３月末
〇補助を受けようとする事業の事前確認（郵送・持参・メール等で受け付けます）
・任意様式にて事業概要、収支予算、団体概要等を提出し、事前確認を行います。
※事前確認をせず交付申請を行うことも可能ですが、その場合は不交付となる可能性もあります。

（3）令和７年４月～令和８年２月末
〇補助金交付申請受付
・補助金交付のための本申請を行う。
既定の様式にて、必要な資料を提出。なお、令和７年４月初旬より実施する事業については、事前にその旨を担当課へ相談すること。
・補助金交付決定後、補助事業実施前に必要と認める場合は、交付決定額の 10 分の５以内において概算払の交付申請をすることができる。
ただし、特別な事情があり、補助事業等遂行のために特に必要があるものについては、交付決定額の 10 分の 10 以内の額について概算払の交付申請をすることができる。

5. 補助金交付額

事業	対象部分	補助率	限度額
特別事業	対象経費のすべて	100%	50 万円
冠事業	市制施行 20 周年を記念し規模拡大等をした部分のうち、対象経費分		

※補助金の額は、補助対象経費の総額から**その収入額を差し引いた額**とする。
※補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額を交付額とする。
※補助金の交付は、**補助対象者につき１件を限度**とする。

（例）特別事業･･･市制施行 20 周年を記念して、新たに実施する事業

･･･①事業総額「200 万円」（青）
･･･②補助対象経費「150 万円」（上記①のうち）（緑）
･･･③補助金交付額「50 万円」（上記②のうち）（赤）

（例）冠事業･･･例年行っている事業のうち、市制施行 20 周年を記念してその内容を拡大、
且つ内容が適当な事業

･･･ⓐ事業総額「300 万円」（赤枠）
･･･ⓑ例年の事業総額「100 万円」（青）
･･･ⓒ規模拡大分の総額「200 万円」（橙）
･･･ⓓ補助対象経費「45 万円」（上記ⓒのうち）（緑）
･･･ⓔ補助金交付額「45 万円」（上記ⓓのうち）（赤斜）

6. 補助対象経費

項目	主なもの
報償費	講師、専門家への謝礼 等
需用費	消耗品費、印刷製本費、光熱水費 等
旅費	講師、専門家、出演者等の交通費・宿泊費 等
役務費	通信運搬費、保険料 等
委託料	会場設営費、警備委託料 等
使用料及び賃借料	会場使用料、機械器具の借上料 等
その他経費	その他市長が必要と認める経費

※なお、下記の①～⑥は**補助対象外の経費**となります。
「①飲食費、②備品購入費、③工事費、④団体の経常的な活動に要する経費、⑤団体の構成員に対する謝礼・人件費及び旅費、⑥その他社会通念上必要でないと認められるもの」

7. 問い合わせ先

〒399-8281 安曇野市豊科 6000
安曇野市政策経営課（本庁舎２階 11 番窓口）
TEL：0263-71-2401　　Email： seisakukeiei@city.azumino.nagano.jp